

学校法人鶴岡学園ハラスメント防止ガイドライン

1. ガイドラインの目的

本学園では、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント並びにアカデミック・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶を目指し、その防止・排除に全学園を上げて取り組んでいます。本学園の職員は、他の職員、学生等及び関係者と接するに当たり、人格の尊重並びに大切なパートナーであるという意識を持つことの重要性について充分認識して、勉学・研究・課外活動・就労について快適で豊かな環境を提供できるよう学校法人鶴岡学園ハラスメント防止等に関する規程及び同細則並びに本ガイドラインを制定いたしました。

2. ハラスメントとは何か

ハラスメントとは、相手側の意に反する言動等により、相手側に不快感や不利益を与え、教育・研究、就学及び就労の環境を悪化させることをいいます。ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント並びにアカデミック・ハラスメントがあり、セクシュアル・ハラスメントとは、優位な立場や権限を利用して性的な強要や働きかけをいい、パワー・ハラスメントとは、立場や権限、人間関係などの職場内の優位性を背景にして、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいい、アカデミック・ハラスメントとは、優位な立場や権限を利用したあらゆる人間関係のトラブルの内、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを除いた残りの全ての問題をアカデミック・ハラスメントとして捉えています。

3. 本学園の対応

本学園では、責任を持ってハラスメントの根絶を目指していますが、ハラスメントが発生した場合には、ハラスメントに起因する苦情の処理及び被害者の救済並びにその責任の所在を明確にいたします。

4. ハラスメントに対する本学職員の基本的な心構え

- ① ハラスメントに対する受け止め方は、個人間、男女間、世代間及び受ける人物の立場等により差があり、ハラスメントか否かは相手の判断であることを充分認識します。
- ② ハラスメントを受けた者が、上司、指導教員等との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならないということを認識します。
- ③ 大学における人間関係がそのまま持続する歓迎会のような場合において、職員、学生等にハラスメントを行うことについても同様に注意します。
- ④ ハラスメントについて問題提起をする学生、職員等をいわゆるトラブルメーカーと見

たり、個人的な問題と片付けないで、就学上又は就労上の適正な環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけています。

- ⑤ 被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、本学職員は気がついたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ります。
- ⑥ ハラスメントが見受けられる場合は、就学上又は就労上の環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会を捉えて注意を促すなどの対応をとります。

5. ハラスメントの具体例

(1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として次のようなものがある。

1) 性的な内容の発言関係

- ① スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること
- ② 聞くに堪えない卑猥な冗談を交わすこと
- ③ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと
- ④ 性的な経験や性生活について質問すること
- ⑤ 性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とすること
- ⑥ 性別により差別しようという意識等に基づくものとして「男の癖に根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」「女は学問などしなくても良い」などと発言すること
- ⑦ 成人に対して、「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること

2) 性的な行動関係

- ① スードポスター等を職場に貼ること
- ② 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること
- ③ 職場のパソコンのディスプレイに猥褻な画像を表示すること
- ④ 身体を執拗に眺め回すこと
- ⑤ 食事やデートにしつこく誘うこと
- ⑥ 性的な内容の電話を掛けたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること
- ⑦ 身体に不必要に接触すること
- ⑧ 不必要な個人指導を行うこと
- ⑨ 浴室や更衣室等を覗き見すること
- ⑩ 女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること
- ⑪ 女性であるというだけで仕事や研究上の実績等を不当に低く評価すること

3) 主に職場外において起こるもの

- ① 性的な関係を強要すること
- ② 職場やゼミナールの旅行の宴会の際に浴衣に着替えることを強要すること
- ③ 出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶこと

- ④ 自宅までの送迎を強要すること
- ⑤ 住居等まで付け回すこと
- ⑥ カラオケでのデュエットを強要すること
- ⑦ 酒席で、指導教員、上司等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること

(2) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントになり得る言動として次のようなものがある。 1) 身体的な攻撃

- ① ネクタイを引っ張る、頭を叩く（小突く）
- ② 物を投げる
- ③ 劣悪な環境で仕事をさせらる

2) 精神的な攻撃

- ① 「馬鹿、人としてなってない」等の暴言を吐かれる
- ② 「何でもいいからハイと言え」等の強要・暴言
- ③ 呼び名は「婆さん」・業務命令はいつも怒声である
- ④ 部下への非難を言うミーティングを上司が行う

3) 人間関係からの切り離し

- ① 勤務場所の隔離
- ② 仲間外しや、無視をする
- ③ 福利厚生の一環である行事への参加を拒否される

4) 過大な要求

- ① 業務上明らかに不要なことや遂行不可能な業務の強制
- ② 業務の妨害
- ③ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた業務を命じる

5) 過小な要求

- ① 程度の低い業務を命じる
- ② 業務を与えない

6) 個の侵略

- ① 私生活への干渉

(3) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントになり得る言動として次のようなものがある。

1) 授業等に対する苦情

- ① 授業で誤りを指摘したら、逆に怒られた

2) 単位認定・論文作成に絡んだトラブル

- ① 卒業に必要な単位を認めない
 - ② 論文提出を受理しない
 - ③ 「卒業させない・単位をやらない」等の発言
 - ④ 中間発表をさせてくれない
- 3) 日常的な指導拒否・差別、研究の妨害
- ① 自分だけ研究テーマが与えられない
 - ② 実験器具を使わせてもらえない
 - ③ 他人に助言を求めることを禁止された
- 4) 業績の搾取
- ① 論文のファーストオーサーを無関係の人にする
 - ② 自分のアイデアや実験結果を別の人の研究のために用いる
- 5) 身体的、精神的暴力
- ① 殴る・蹴るといった暴力を受ける
 - ② 「能力がない、馬鹿」等の暴言を吐かれる
 - ③ ゼミ参加者全員の前で怒鳴り散らされる
- 6) 研究室運営に対する不満
- ① 学生同士のトラブルに何も働きかけてくれない
 - ② 放任主義で何も指導しない
- 7) 極端な長さの労働時間
- ① 年に休みが3日だけ
 - ② 毎日終電まで。泊まりでの実験
- 8) 就職・進路に関するトラブル
- ① 推薦状を書いてもらえない

6. ハラスメントが発生した場合の対応について

上記の具体例に書かれているようなハラスメントが万が一発生した場合は、一人で我慢しないで必ず何らかの行動を起こしてください。

- ① 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しません。ハラスメントを無視したり、受け流しているだけでは、必ずしも状況は改善しないということをまず認識してください。まずは相手にはっきりと「不快である」「やめて下さい」と言葉・態度で伝えてください。
- ② 「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「仕返し怖い」などと考えがちだが、被害を深刻なものにしない、他に被害者を作らないとの考えに立ち、勇気を持って行動してください。「不快である」「やめて下さい」と言葉・態度で伝えてもハラスメントが続くようであれば、いつ、どこで、どのようにハラスメントがあったかを必ず記録をとり、更に他の人に相談することをためらうことがあるが、信頼できる人に必ず相談してください。繰り返しになりますが、一人では、問題は解決しません。
- ③ 本学園では、恵庭キャンパス、札幌キャンパスにそれぞれ相談窓口、相談員を設置し

ています。一人で我慢していたらダメです。ハラスメントが発生したら、恵庭キャンパスの学生は、教務課又は学生課の相談窓口に行ってください。留学生については、留学課の相談窓口に行ってください。

札幌キャンパスの学生生徒は、事務室の相談窓口に行ってください。

職員の方は、総務課の相談窓口に行ってください。

- ④ 相談員及びハラスメントの苦情処理に携わる者は、当事者のプライバシー、名誉、その他の人権に配慮するとともに、知り得た秘密を他に決して漏らしません。
- ⑤ 各相談窓口では、ハラスメントの中身に立ち入ることはありません。ハラスメントが発生した場合には直ちに相談員に連絡します。
- ⑥ 相談員は、親身になって被害者の話を聞き、問題点を整理して、問題解決に向け努力いたします。また、被害の内容・程度により、ハラスメント防止対策委員長に報告して、委員長の判断によりハラスメント防止対策専門委員会を設置して、その専門委員会が問題解決・被害者の救済に当たります。

本学園では、責任を持って必ず問題を解決し、被害者を救済いたします。

ハラスメント防止に関する学内機構図

